

(北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会)

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五

号)(衆議院提出)要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

一、北朝鮮当局によって拉致された被害者等であつて本邦に永住するものが置かれている状況にかんがみ、
拉致被害者等給付金の支給期間の限度を五年延長し、十年とする。

二、この法律は、公布の日から施行する。